

○国家公安委員会規則第四号

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の施行に伴い、警察職員のサービスの宣誓に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十日

国家公安委員会委員長 谷 公一

警察職員のサービスの宣誓に関する規則の一部を改正する規則

警察職員のサービスの宣誓に関する規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

新たに警察職員（非常勤職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。）となった者は、次の宣誓書を任免権者に提出しなければならない。

宣誓書

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党かつ公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。

年月日

氏名

改正前

新たに警察職員（非常勤職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。）となった者は、次の宣誓書を任免権者に提出しなければならない。

宣誓書

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。

年月日

氏名

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。